

東村公認ガイド利用推進条例



東村公認ガイド利用推進条例を 制定した経緯

○2021年7月、「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」が世界自然遺産として登録を機に、IUCN(国際自然保護連合)より、4つの要請事項への対応を要請された。

【要請事項】

1. 観光管理について
2. ロードキル対策について
3. 河川再生について
4. 森林管理について

観光管理について

(IUCNから要請事項抜粋)

- 特に西表島において、観光の収容能力とその影響に関する厳しい評価が実施され、改定観光管理計画に統合されるまでは、観光客の訪問レベルを現在のレベルに制限する、または現在のレベルより減少させること。

【やんばる3村の取組み】

国頭村:「国頭村公認ガイド利用推進条例」の運用

大宜味村:「大宜味村エコツーリズム推進全体構想」の作成・認定の検討

東村:「東村公認ガイド利用推進条例」の制定に向けた検討

(東村内のガイドを対象とした登録・認定制度の検討を進め、2022年度中の条例制定を目指す)

令和4年12月1日に外務省経由でユネスコ(世界遺産委員会事務局)へレポートが提出され、本取組みについては、ユネスコとの約束ごととされています。

本条例の目的と概要①

(目的) 条文抜粋

- エコツアーガイドの資質向上及び事業の適正を確保するため、東村長が認定する登録エコツアー事業者及び公認ガイドによる観光を推進することにより、安全安心で質の高い持続可能な体験型観光と東村固有の地域資源の特性及び価値について理解を深める学習型観光の機会を提供し、もって再訪や長期滞在を含む持続可能な観光を促進し、保全と利用の調和した地域振興と優れた地域資源の後世へ継承に資することを目的とする。

世界自然遺産地域に相応しい

エコツーリズムの必要性

本条例の目的と概要②

(定義) 条文抜粋

【登録エコツアー事業者】とは

- 個人又は法人を問わず、東村内でエコツアーを営む事業者で、一定の要件を満たし、村長から登録を認められた事業者のことをいう。

【公認ガイド】とは

- 登録エコツアー事業者に被雇用、又は契約関係を結びエコツアーを行う者で、一定の要件を満たし、村長から認証を受けたエコツアーガイドのことをいう。公認ガイドは、エコツアーガイドの経験や資格等に応じて登録ガイドと認定ガイドがある。

本条例の目的と概要③

(村の責務) 条文抜粋

- 東村全域における自然環境を保全する責務を有する。
- 登録エコツアー事業者及び公認ガイドに対し、本条例の目的に則り必要な施策を講じる。
- 登録エコツアー事業者及び公認ガイドの制度に関し、その周知を図るとともに、その活用の機会を確保しなければならない。
- 公認ガイドの業務に関する知識及び技能の水準の維持向上を図るため、研修の実施その他必要な措置を講じなければならない。

本条例の目的と概要④

(登録エコツアー事業者及び公認ガイドの責務) 条文抜粋

- 本条例、その他関係法令及び関係機関等で定めたルールを遵守し、かつ東村の自然環境の保全及び自然観光資源の持続可能な利活用のために、知識及び技能水準の維持向上に最大限努めなければならない。(第5条1項)

【登録エコツアー事業者】

- 被雇用又は契約関係にあるエコツアーガイドに公認ガイド資格を取得させるよう努めなければならない。
- 事業運営にあたって関係行政機関又は団体等との連携や協働に努めなければならない。

【公認ガイド】

- 自らの案内する観光旅行者等に対して第1項の関係法令を遵守させなければならない。
- 自らの案内する観光旅行者等以外の者が本条例、その他の関係法令に明白に違反していること知った場合には、適宜に応じて適切な対応するよう努めなければならない。
- 自らの案内する観光旅行者等の安心と安全を最優先しながら、地域資源の保全を確保し、またその魅力を観光旅行者等に伝える質の高いサービスの提供に努めなければならない。

登録/認証 種類		資格要件
登録エコツアー事業者		<ol style="list-style-type: none"> 1 本村に住所を有する事業者であること 2 村税等を滞納していないこと 3 エコツアーの開催実績が年間100日以上であること 4 損害賠償額1億円以上の損害賠償保険に加入していること 5 エコツアー利用者のための傷害保険に加入していること 6 条例第6条各号(欠格事由)のいずれにも代表者及び被雇用者が該当しないこと
公認ガイド	登録ガイド	<ol style="list-style-type: none"> 1 登録エコツアー事業者の代表者、被雇用者又は契約関係にあること 2 登録時まで消防が行っている普通救命講習以上の講習の受講経験ある者で、エコツアー実施経験が直近3年間で30回以上あること 3 条例第6条各号(欠格事由)のいずれにも該当しない者 4 地域に貢献するボランティア活動に申請前1年以内に6回以上参加 5 東村又は関係団体等が主催する基礎学習会・講習会へ参加
	認定ガイド	<ol style="list-style-type: none"> 1 登録ガイド要件1のとおり 2 登録時まで日本赤十字社の救急養成講習又は消防が行っている上級救命講習の受講経験がある者で、エコツアー実施経験が直近1年間で100回以上あること 3 登録ガイド要件3のとおり 4 登録ガイド要件4のとおり 5 東村又は関係団体等が主催する基礎学習会・講習会への参加

各字区長への協力依頼事項

- 地域に貢献するボランティア活動の**証明書発行**

※公認ガイドになるためには、年6回活動することが必須

※令和5年4月からの活動を遡って証明することが可

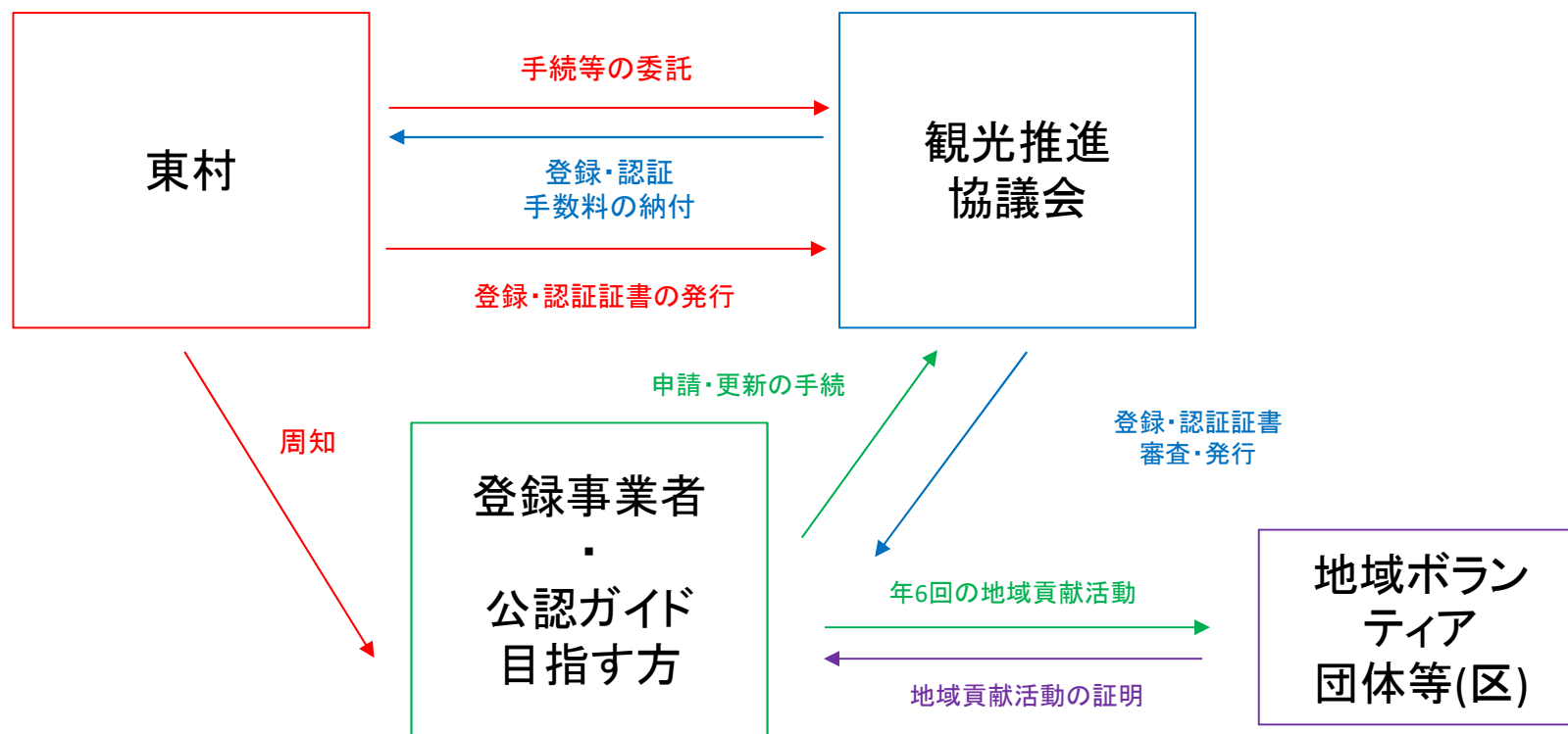
- 地域に貢献するボランティア活動の内容

1. 区民清掃(1回あたりの活動時間を1時間程度を目安)

2. 地域行事(文化行事、体育行事、村が主催する行事)

※有償ボランティアは証明しないこと

東村公認ガイド利用推進条例 登録・認証のスキーム図



運用までのスケジュール

【令和4年度】

- 3月定例議会にて議案提出・制定の採決
制定日：令和5年3月17日

【令和5年度】

- 登録・認証制度の周知を実施
- 事業所及びエコツアーガイドとの勉強会の実施
- 地域貢献活動によるボランティア等
- 各フィールドルールの共有または構築の検討

【令和6年度】

- 運用開始（各種申請・登録・認証等）

登録・認証のスケジュール

区分	R5	R6	R7	R8	R9	
共通事項	登録・認証制度の周知					
	勉強会 回数は検討	講習会	講習会	講習会	講習会	
	各フィールドの共有・構築の検討					
	周知 3月	周知 3月	周知 3月	周知 3月	周知 3月	
登録エコツ アー事業者		申請 4月	申請 4月	申請 4月	申請 4月	
		審査 5月	審査 5月	審査 5月	審査 5月	
		登録期間 6月1日～R7.5月31日	登録期間 6月1日～R8.5月31日	登録期間 6月1日～R9.5月31日	登録期間 6月1日～R10.5月31日	
公認ガイド		申請 4月	認証期間 R6.6月1日～R9.5月31日			
		審査 5月	※途中申請があった場合 R7.10月申請を仮定する			
			審査 11月		申請 4月	認証期間 R9.6.1～R12.5.31
					審査 5月	
				認証期間 R7.12月～R10.5.31	12	